

令和6年3月（第1回）定例会 総務財政委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第20号宇部市公文書等管理条例制定の件外9件について、付託されました総務財政委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第20号から第26号まで、第41号、第48号及び第53号の10件について、いずれも全会一致をもって、お手元の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

議案第20号宇部市公文書等管理条例制定の件です。

本案は、公文書の適正な管理、特定歴史公文書の適切な保存及び利用等を図るため、公文書等の管理に関する基本的事項を定める条例を制定するものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、この条例が制定されることによって期待されるものについてただしたところ、今までも公文書については職員が適切に処理してきたが、市民に対する説明責任を改めて意識して、保存や作成するようになることでした。

次に、第2条第1項の実施機関について、公平委員会など過去に存在した実施機関の資料は、この条例の対象となるのかただしたところ、公平委員会については、今、総務課で保管しているので該当になることでした。

次に、第2条第2項の公文書の定義についてただしたところ、令和6年度中に指針等を策定する予定だが、予定しているものとしては、現在、決裁や供覧の手続きを得たもののほか、決裁や供覧の手続きを得てはいないが、組織的に用いている文書、また、意思の形成過程文書として、まだ決裁にはなっていないが、意思決定に大きく影響を与えた会議や交渉の記録、市長等への説明における指示内容等も公文書に位置づけられると想定していることでした。

また、電子メールのやりとりも公文書として当てはまるのかただしたところ、電子メールや最近業務で使用しているチャットも意思形成に大きく関わるものについては公文書になると想定しているとのことでした。

さらに、特定歴史公文書になった場合の保存方法についてただしたところ、特定歴史公文書は、所管課で明らかに特定歴史公文書と判断がつくような形で保管しようと考えている。電子化や集中管理等も将来的に検討したいとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の件については、本席から特に補足して御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いしまして、総務財政委員会の報告を終わります。